

由利本荘市商店・飲食店等イベント実施支援補助金交付要綱

令和5年4月1日

改正 令和6年4月1日

改正 令和7年4月1日

改正 令和8年4月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、由利本荘市内（以下「市内」という。）の消費促進イベント等を支援することにより、商店や飲食店等の事業の継続や地域活性化を図ることを目的とする由利本荘市商店・飲食店等イベント実施支援補助金（以下「補助金」という。）の交付について、由利本荘市補助金等の適正に関する条例（平成17年由利本荘市条例第53号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 この補助金の対象となる事業者（以下「補助事業者」という。）は、次に掲げる全ての事項に該当する者とする。

- (1) 市内の商店や飲食店等おおむね5店舗以上で構成され、市内の消費促進イベント等を行う団体であること。
- (2) 由利本荘市暴力団排除条例（平成23年12月21日由利本荘市条例第53号）第2条第1号及び第2号に規定する暴力団又は暴力団員に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないこと。

(補助対象事業)

第3条 この補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、商店や飲食店等が実施する市内の消費促進及び地域活性化に資する事業とする。

(補助対象経費等)

第4条 この要綱による補助対象となる経費等は、補助事業者が補助事業を行うために必要な経費であって別表に掲げるもののうち、市長が必要かつ適当と認めるものについて予算の範囲内において交付する。

(補助率及び額)

第5条 前条の補助金の額は、総事業費の2分の1以内かつ50万円以内を上限とする。ただし、令和7年度以前にこの補助金の交付を受けたことのある補助事業者は、総事業費の4分の1以内かつ25万円を上限とする。

2 補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

3 補助金の交付は、1補助事業者につき年度内1回限りとする。

(補助対象期間)

第6条 補助対象期間は、この要綱の施行の日から令和9年2月28日までとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金等の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて市長の定める期間に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 収支予算書(様式第3号)
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 補助事業の実施期間は、第8条の規定に基づく補助金交付決定通知があった日から、補助事業者が事業計画の完了とした日又は令和9年2月28日のいずれか早い日までとする。

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、補助金の交付を決定したときは、速やかに補助金交付決定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。この場合において、補助金の適正な交付を行うために必要と認められるときは、申請に係る事項について第3条に規定する補助事業の遂行を不当に困難とさせない範囲の修正を加えて決定することができる。

(補助金交付申請書の取り下げ)

第9条 申請者は、第8条の通知を受けた場合において、交付決定若しくはこれに加えられた修正に不服があるときは、補助金交付申請の取り下げをすることができる。

2 前項の規定による取り下げがあったときは、当該補助金に係る交付の決定はなかったものとみなす。

(実績報告)

第10条 申請者は、第3条に規定する補助事業終了後20日以内に、実績報告書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書(様式第6号)
- (2) 収支決算書(様式第7号)
- (3) 当該補助対象経費の「領収書の写し」
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と定める書類

(補助対象事業の内容変更)

第11条 申請者は、第8条の規定による交付決定の通知を受けた後、補助対象事業の内容に変更があった場合は、前条の書類の提出をもって変更の申請として扱うものとする。

2 前項の内容変更について、その内容の審査の結果、補助金の額に変更を認めた

場合は、次条の規定による補助金の額の確定において、補助金交付の変更を決定し通知するものとする。

(補助金額の確定)

第12条 市長は、10条に規定する報告を受けた場合は、速やかに内容の審査を行い、適合と認めるときは商店・飲食店等イベント実施支援補助金額確定通知書(様式第8号)により申請者に通知しなければならない。

(補助金の請求)

第13条 前条の規定による通知を受けた申請者は、当該補助金の請求書を市長に提出するものとする。

(補助金の交付)

第14条 市長は、前条の請求があったときは、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取り消し)

第15条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽又は不正な手段により補助金の交付の決定を受けたことが判明したとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) この要綱の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定に基づき補助金の交付の決定を取り消したときは、商店・飲食店等イベント実施支援補助金交付決定取り消し通知書(様式9号)により通知するものとする。

(補助金の返還)

第16条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めて商店・飲食店等イベント実施支援補助金の返還を命ずることができる。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 4 条関係）

項目	補助対象経費
報償費	専門家謝金等
旅費	専門家招へい費等
需用費	消耗品費、印刷製本費等
役務費	通信運搬費、広告宣伝費等
使用料及び賃借料	会場使用料、リース料等
負担金	商品券上乗せ分の経費等
委託料	会場設営、音響、警備等の委託に係る経費
	その他市長が必要かつ適当と認める経費